別紙「利用料金表」

（令和７年５月１日より施行）

医療法人盟侑会　島松病院

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）　利用料金表

１　提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

項目	サービス提供者	利用料	利用者負担額
薬剤師が 在宅の利用者に対して行う 居宅療養管理指導	病院又は診療所の薬剤師が行う場合 ※月２回まで (*)単一建物居住者人数が１人	１回 5,660 円	１回 １割：　566 円 ２割：1,132 円 ３割：1,698 円
	単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	１回 4,170 円	１回 １割：　417 円 ２割：　834 円 ３割：1,251 円
	その他の場合	１回 3,800 円	１回 １割：　380 円 ２割：　760 円 ３割：1,140 円

(*)単一建物居住者人数：同一月内で、利用者および同じ建物内に居住する別世帯の他利用者の人数。同じ建物内での利用者が同一世帯の方だけの場合は、複数人でも１人となります。

２　その他の費用について

① 交通費	居宅療養管理指導に要した交通費を請求することがあります。
② その他の材料費等	必要時は実費にてご負担いただきます。